

平成22年4月から 肝臓機能障害による 身体障害者手帳が交付されます。

対象者

- 認定基準に該当する肝臓機能障害のある方
- 肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方

手続き

申請書、診断書、写真（たて4cm×横3cm）をお住まいの市町の担当窓口へ提出してください。
※診断書は、身体障害者福祉法に基づく指定医が作成したものに限りません。
※市町によって、提出書類が異なる場合があります。

申請受付 開始日

平成22年2月1日から申請受付を開始します。
※認定は、平成22年4月1日以降随時となります。

【認定基準】

主として肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類によって判定します。
3ヶ月以上グレードCに該当する方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。
ただし、診断前の6ヶ月間にアルコールを摂取している方等は対象とはなりません。

※Child-Pugh（チャイルド・ピュー）分類とは

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値によって肝臓機能障害の重症度を評価します。

詳しい手続き方法や指定医のいる医療機関などについては、
お住まいの市町の担当窓口までお問い合わせください。

（石川県健康福祉部障害保健福祉課）